

令和5年度

東栄町簡易水道事業  
特別会計予算書



議案第29号

令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について

令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和5年3月6日提出

東栄町長 村上孝治

令和5年度 東栄町簡易水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度東栄町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	1,699	戸
(2) 年間給水量	809,416	m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	2,217	m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業		
イ 浄水施設建設改良	20,930	千円
ロ 配水施設建設改良	15,308	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 簡易水道事業収益			
第1項 営業収益			53,839 千円
第2項 営業外収益			148,501 千円
	支	出	
第1款 簡易水道事業費用			
第1項 営業費用			186,280 千円
第2項 営業外費用			15,012 千円
第3項 特別損失			548 千円
第4項 予備費			500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額47,383千円は、当年度分損益勘定留保資金47,383千円で補填するものとする。)

	収	入	
第1款 簡易水道事業資本的収入			
第1項 企業債			3,500 千円
第2項 補助金			6,400 千円
第3項 他会計出資金			28,744 千円
	支	出	
第1款 簡易水道事業資本的支出			
第1項 建設改良費			36,238 千円
第2項 企業債償還金			49,289 千円
第3項 予備費			500 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,000千円及び40,000千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的  
御園導水管更新工事

(2) 限度額  
3,500千円

(3) 起債の方法  
証書借入

(4) 利率  
4.0%以内  
(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構及び銀行等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(5) 償還の方法  
借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,827千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業特別会計を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、87,013千円と定める。

令和5年3月6日 提出

東栄町長 村上 孝治